

令和6年1月

さつま町議会臨時会会議録

令和6年1月22日 開会

令和6年1月22日 閉会

さつま町議会

令和6年1月さつま町議会臨時会審議結果

令和6年1月22日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
議案 1	令和5年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	R6. 1. 22	R6. 1. 22	原案可決	—

令和6年1月さつま町議会臨時会会議録

目 次

○1月22日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
閉 会	5

令和6年1月さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年1月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
14番 川 口 憲 男 議員	15番 柏 木 幸 平 議員
16番 宮之脇 尚 美 議員	

欠席議員(1名)

13番 上久保 澄 雄 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 早 崎 行 宏 君	議事係 長 西 浩 司 君
議事係 主任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 角 茂 樹 君
企画政策課 長 小野原 和 人 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 西 圀 豪 紀 君	保健福祉課 長 甫 立 光 治 君
高齢者支援課 長 久保田 春 彦 君	子ども支援課 長 藤 園 育 美 君
農 政 課 長 山 口 泰 徳 君	商工観光PR課 長 中 村 英 美 君
教育総務課 長 大 平 誠 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号 令和 5 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年1月さつま町議会臨時会を開会します。
13番、上久保澄雄議員より欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、本日の会議を開きます。
本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、上圀一行議員及び4番、橋之口富雄議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日間に決定しました。

△日程第3「議案第1号 令和5年度さつま町一般会計補正
予算（第9号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第3「議案第1号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。
〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。それでは、「議案第1号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について、提案の理由の説明を申し上げます。
これは、社会福祉総務費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,154万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億2,313万2,000円とするものであります。内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第1号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について、御説明申し上げます。
〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

質問をさせていただきますが、今回、2つの給付内容ということで、住民税の均等割の課税の世帯に10万円と、あと非課税と、また均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童1人5万円ということなんですが、ちょっとこのところで1つ数字を示していただきたいんですが、対象世帯の子育て、子どもに対する1人5万円のところですが、440人と対象者数は出ておりますが、これを世帯数に直すと何世帯なのか、そして世帯数を非課税世帯と均等割のみ課税世帯に分けるとどのような割合になっているのかお願いいたします。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

ただ今の御質問についてでございますが、子育て世帯の人数を440人としているところでございますが、ここについての世帯につきましては対象世帯を150世帯とみているところであります。均等割のみ課税世帯につきましては880世帯としているところでございます。

○有川 美子議員

私の質問内容がちょっとあれだったようで、ちょっと質問の言い方を変えますと、今お答えいただいた均等割のみの課税世帯880世帯ということですが、この住民税の均等割のみを課税している世帯の中に子育て世帯は何世帯かというのが分るでしょうか。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

ただ今の御質問についてでございますが、そこについては確認をしないと分からないところであります。そこについては挙げておりませんでした。

○有川 美子議員

確認です。さっき150世帯というふうにお答えいただいた。これは何の数字でしょうか。最後の質問です。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

子ども加算世帯に対する440人が何世帯かというところで、150世帯でございます。

○新改 幸一議員

ただ今説明を受けて理解をするところなんですが、均等割のみの課税世帯1世帯10万円。言葉では分かるんですが、低所得者均等割のみ課税世帯というのは、具体的に数字でどういう世帯の方なのか。予算化されておりますから当然執行されますが、町民から質問を受けたとき、さつま町でどういう所得ぐらいの人が給付を受けたのよというような質問があった場合の説明のしようが、ただ言葉で言えばこういうことなんだろうけれども、そこんところが公表できるのであればしていただきたいと思います。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

住民税均等割のみの課税世帯という形だと思います。住民税均等割のみの課税世帯というのは、前年に一定の所得のある方全員に一律に負担していただくのが均等割となっております。前年の所得金額などに応じて負担していただくのが所得割となっております。本給付金における課税世帯とは、均等割が課税され所得割が非課税の方となっているところであります。

○税務課長（西園 豪紀君）

住民税の均等割というところになってまいりますが、均等割は地域社会の費用の一部を広く均等に負担していただくというために設けられているものでございまして、定額で現在のところ町民税が3,500円、県民税として2,000円、合計の5,500円が均等割として課税をしてあるところでございます。

均等割につきましては、例えば扶養親族等がいらっしゃらない場合、前年中の合計所得金額が38万円を超えると課税をされるということになってまいります。ですので、この均等割は非課税限度額を上回るものに対しての定額の負担を求めるものというところで理解をしていただければいいのかと思います。

○中村 慎一議員

昨年からずっと、こういう物価高騰とかいろんな形で政府の給付金等が支給されてきておりますけれども、昨年12月に補正をされました物価高騰対策の2億8,700万円。これは、7万円という基準で支給がなされております。今回、住民税の均等割のみの世帯で880世帯と440人に支給をされますが、これが基準額が10万円ということでありまして、7万円から10万円に引き上げられている根拠のところを説明がなされているのではないかと思います。それにつきましても説明をいただけたらありがたいと思います。

○保健福祉課長（甫立 光治君）

今回の給付金についてなぜ10万円なのか、というところになってくると思います。住民税均等割のみ課税されている世帯についても、物価高に苦しんでおられる低所得世帯であるということが考えられることを踏まえて、前回の住民税非課税世帯と同様に1世帯当たり10万円を給付することとしておりますが、この10万円の基礎となっているのが前回の12月の給付金でありました7万円に前々回の給付金が3万円あったことで、同額の金額となるように設定されているのではないかと思います。同水準の1世帯10万円となっているところであります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第1号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第1号 令和5年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年1月さつま町議会臨時会を閉会します。

閉会時刻 午前9時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 上 圀 一 行

さつま町議会議員 橋之口 富 雄